

議案第40号

八幡浜市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和5年6月5日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市駐車場条例の一部を改正する条例

八幡浜市駐車場条例（平成17年条例第175号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分に示すように改める。

改正後

改正前

別表第 2

別表第 2

区分		使用料		
定期駐車をする場合	八幡浜市北浜駐車場 八幡浜市朝潮橋駐車場 八幡浜市中央駐車場	全日（午前0時から午後12時まで）1か月	1台につき 5,350円	
	八幡浜市双岩駐車場		1台につき 3,300円	
	八幡浜市北浜立体駐車場		3階以上	1台につき 7,330円 (屋上は1台につき 5,230円)
			屋外 (大型車専用)	1台につき 10,480円
定期駐車以外の駐車をする場合	八幡浜市駅前駐車場		無料	
	八幡浜市中央駐車場	駐車を開始した時刻から30分を超えたときから起算して、1回30分までごとに	1台につき 60円	
	八幡浜市新町角駐車場		駐車した時刻から24時間までごとに 上限額1,000円	
	八幡浜市千代田町 ちゃんぼん駐車場		回数駐車券による場合は、60円券30枚分1,500円 又は1,000円券10枚分8,000円	
	八幡浜市新町西駐車場			
(略)				

区分		使用料		
定期駐車をする場合	八幡浜市北浜駐車場 八幡浜市朝潮橋駐車場	全日（午前0時から午後12時まで）1か月	1台につき 5,350円	
	八幡浜市双岩駐車場		1台につき 3,300円	
	八幡浜市北浜立体駐車場		3階以上	1台につき 7,330円 (屋上は1台につき 5,230円)
			屋外 (大型車専用)	1台につき 10,480円
定期駐車以外の駐車をする場合	八幡浜市駅前駐車場	駐車を開始した時刻から30分を超えたときから起算して、1回30分までごとに	1台につき 60円 駐車した時刻から24時間までごとに 上限額1,000円	
	八幡浜市中央駐車場		1台につき 60円	
	八幡浜市新町角駐車場		駐車した時刻から24時間までごとに 上限額1,000円	
	八幡浜市千代田町 ちゃんぼん駐車場		回数駐車券による場合は、60円券30枚分1,500円	
	八幡浜市新町西駐車場			
(略)				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市駐車場条例別表第2の規定は、令和5年10月分として徴収する使用料から適用し、同年9月分までとして徴収する使用料については、なお従前の例による。

提案理由

新たな料金制度等を導入し、市営駐車場の利用促進を図るため。

